

令和6年度介護報酬改定等に伴う事業所運営上の留意点について

1 運営規程等の掲示及びファイル等備え置きについて

運営に関する基準上、介護事業者は介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされています。

よって、このたびの令和6年度介護報酬改定等に併せて、掲示物についても変更した内容のものを掲示してください。なお、令和3年度介護報酬改定の際の「掲示に係る見直し」により、掲示の代わりに閲覧可能な形でファイル等を備え置くことも可能です。

2 介護報酬改定等に伴う契約書等について

介護事業所は、介護保険サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないとされています。

よって、このたびの令和6年度介護報酬改定等により、介護保険サービスの利用料の変更や加算の新設・廃止等により、契約書や重要事項説明書の内容が変更となる介護事業所については、利用者又はその家族に対し、改めて説明を行い、同意を得ることが必要となります。なお、利用者への説明・同意等に係る見直しにより、書面で説明・同意等を行うものについて電磁的記録による対応も認められています。また、国で明示する代替手段により利用者等の署名・押印について求めないことも可能です。

契約書や重要事項説明書の変更様式についての定めはありませんので、各介護事業所において適切な方法で説明と同意の確認を行ってください。

【対応の参考例】

- 変更契約書を作成し、改めて説明を行い、利用者等の署名・押印を求める。
- 契約書・重要事項説明書中の料金表について別紙を作成し、改めて説明を行い、利用者等の署名・押印を求める。
- 加算の新設等に伴い、重要事項説明書を作成し、改めて利用者等に交付して説明を行い、実施及び重要事項説明書受領について署名・押印を求める。